

阿久比町監査公表第14号

平成24年12月27日付けで提出された住民監査請求の監査結果に基づき、平成25年2月20日付けで受けた勧告に対して講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、阿久比町長から下記のとおり通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成25年3月29日

阿久比町監査委員 関 又 男

同 渡 辺 功

記

平成24年12月27日付け住民監査請求に係る平成25年2月20日付けによる監査委員の勧告につきましては、平成24年度に緊急を要するとして実施した全ての工事を精査確認して報告すると共に次のとおり是正措置を行います。

是正措置内容

- 1 平成24年10月以降の支払い金額については、雑費、諸経費等の経費を借上料部分に別記表示して、借上料で支払う。
- 2 平成25年度以降の支払いについては、賃金、借上料、材料費の予算上科目を合算して、修繕費として予算化し、修繕設計書を作成して、予算執行する。また、修繕完了後は、工事日報、工事出来高、工事写真を提出させる。